

令和7年度第8回利府町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年11月26日(水) 午後1時30分から午後2時50分まで

2 開催場所 利府町役場2階 第2会議室

3 出席者 (農業委員9名 推進委員4名) 計13名

会	長	1番	渡	邊	賢
委	員	2番	鈴	木	ハマ子
委	員	3番	桂	嶋	賢一
委	員	4番	小	幡	康子
委	員	5番	櫻	井	孝一
委	員	6番	伊	藤	英樹
委	員	7番	菊	地	豊志
委	員	8番	郷	家	百合子
委	員	9番	小	林	寅雄
推	進	委	員	10番	庄司安伸
推	進	委	員	11番	板橋秀之
推	進	委	員	13番	高橋信博
推	進	委	員	14番	赤間良一

農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤真文

事務局 鈴木俊也、橋本遼翔

※12番 伊藤信一 委員は所用のため欠席。

4 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

3番 桂嶋賢一 委員

4番 小幡康子 委員

日程第2 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見決定について

日程第3 報告第13号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出に対する受理について

報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出に対する受理について

報告第15号 農地移動適正化あっせん事業に伴う選定調書について

5 会議の概要

事務局長が農業委員会総会の開会を告げ、会長から挨拶・報告事項を述べた。
会長が議長となり、議事日程について次のとおり行った。

【第8回利府町農業委員会総会】

1 開 会

局 長 本日はお忙しいところご出席いただきありがとうございます。
それでは、ただ今から、第8回 利府町農業委員会総会を開会いたします。
初めに、渡邊 ^{かたし}賢 会長から ご挨拶をお願いします。

2 挨拶及び会長報告事項

会 長 開会の挨拶（及び報告事項）

局 長 有難うございました。
それでは、議事に入らせていただきます。
議事進行につきましては、利府町農業委員会会議規則 第4条の規定により、
会長がその議長となり議事を整理するとなっております。
それでは、ここからの議事進行につきまして、渡邊会長をお願いします。

議 長 それでは、これから議事に入ります。
ただ今の出席委員は、農業委員9名、推進委員4名の計13名です。
欠席委員は、12番 伊藤 信一委員です。
所用により欠席との連絡をいただいております。

議 長 日程第1 「会議録署名委員の指名」

会議録署名委員の指名を行います。

3番 桂嶋 賢一 委員、4番 小幡 康子 委員をお願いします。

議 長 日程第2 「議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に
対する意見決定について」を議題とします。

事務局から2ページからの内容の説明をお願いします。

事務局 皆様お疲れ様でございます。

それでは、資料の2ページをご覧ください。

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見決定についてでございます。

まず、申請番号1の内容についてご説明いたします。

本案件ですが、隣接する土地の所有者同士で、敷地の境界を確定したことに伴い、贈与を受けるものであります。

権利の設定については、贈与による所有権移転となります。

申請者ですが、譲渡人が■■■■の■■■■さん、■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さんでございます。

位置図については3・4ページ、現況写真については、別綴りの1ページに掲載しておりますので、併せてご覧ください。

申請地ですが、■■■■になります。

先月の総会案件で、資材置場及び駐車場としての申請が出されました土地の隣接地でございます。

地目については、登記簿、現況とも畑とはなりますが、当該地は写真を見ていただきますとお分かりいただけるかと思いますが、畑と畑の間に排水のため掘った溝部分として利用している部分となり、直接畑として使用している土地ではありません。

申請目的が贈与となりますので、農地法第3条申請でとは思いましたが、先ほどお話ししました通り、畑として利用している部分ではございませんので、5条申請でもよろしいでしょうとの県からの回答を得ましたので5条申請でお受けしております。

面積が34㎡で、市街化調整区域内の農地であり、県知事許可案件となります。

ただいまご説明させていただいたような内容ですので、被害防除計画等は発生いたしません。

事務局 続きまして、資料2ページ、申請番号2の内容についてご説明いたします。

本案件ですが、転用事由は資材置場及び駐車場となります。

権利の設定については、賃借期間永年での賃借権設定となります。

申請者ですが、貸し人が■■■■の■■■■さん、借り人が■■■■に事務所があります■■■■でございます。

位置図について5・6ページ、現況写真については、別綴りの2ページに掲載しておりますので、併せてご覧ください。

申請地ですが、赤沼字■■■■の一部になります。

地目については、登記簿、現況とも田になります。

面積が1,908㎡で市街化調整区域内の農地であり、県知事許可案件となります。

今回の申請の内容について御説明させていただきます。

6ページの位置図をご覧ください。

薄紫色で着色した部分が、以前5条申請を行い、今回申請者である■■■■が資材置場及び駐車場として現状利用している部分になります。

この度、ネクスコ東日本において、仙台松島道路松島海岸インターチェンジ改修事業を施工することになり、工事期間の現場事務所や工事車両等の駐車場として利用する土地を探していたところ、本地を借りたいということで、申請者の■■■■さんにご相談があったようであります。

■■■■さんから現使用者の■■■■に説明を行い、■■■■側で位置図の黄色で着色した側へ移転してもいいということになり、現在使用している薄紫色側をネクスコ東日本に明け渡し、■■■■で新たに黄色部分への移転に伴い5条申請を行うことになったものであります。

位置図の色を付けた部分、薄紫色と黄色を合わせて1筆の土地でありまして、現状は薄紫色の部分のみを転用しております。

今回申請の黄色部分の面積については、測量の上、「1,908㎡」となっております。

当該地の被害防除計画でございますが、計画地におきましては、盛土等はいりませんので土砂の流出等は想定されません。

薄紫色の部分から黄色部分への移転費用につきましては、事業費として■■■■側でざっくり■■■■円を見込んではいりますが、資材、重機、車両等の移動のみになるため、多額の金額が発生するということにはならないというお話しでございます。

審査基準についてでございますが、事業者の資力及び信用、こちらにつきましては、今回見込んでいる車両等の移動費■■■■円に対し、■■■■の残資金について、預金通帳の写しにより本事業を行うための資金を所持していることを確認しております。

また、周辺の営農条件に悪影響をあたえないということでは、隣接地の農地ほか宅地に対する防除策についても、先ほどご説明しましたとおり、十分な対応をとることが見込まれますので問題はないものと判断し、基準を満たしていると考え、関係書類を受理しております。

議長 次に、現地確認等の結果について、番号1は、現地在森郷地区になりますので、
2番 鈴木 ハマ子 委員から、番号2は、現地在赤沼地区になりますので、
3番 桂嶋 賢一 委員からそれぞれ補足説明願います。

鈴木 ハマ子 委員

今回、5条申請ということですが、贈与ということで被害防除計画はないとのことでした。

この件に関しては色々あったようでございますが、話がまとまったの申請でありますので問題ないと思います。以上です。

桂嶋 賢一 委員

今回ですね、松島海岸インターですね、日本で唯一と言っていいぐらい、左車線の方から降りてくる道路と田んぼの方に入ってくる道路が交差しておりまして、そこに信号機があるんです。

幸いまだ事故は起きてはいないんですが、これらを含めて大々的に改修したいということでございまして、そのために申請者の■■■■さんをお持ちになっている今回の申請地、位置図の紫色が付いているところですか、多少かかるようにはなるようですが。

この紫色の部分をお借りしている■■■■さんなんですが、そのまま脇の土地に移設するということで、現在何か植えている状態ではありませんし、現状が変わるような盛土もしないということですから、特に問題はないかと思います。以上です。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。
発言のある方は挙手願います。

菊地 豊志 委員

申請番号1の方で、使用形態、転用用途が不明となっているんですが、これはこのまま県に提出してもよろしいのでしょうか？
使い道がわからなくても大丈夫なんですか？

事務局 資料2ページのお話でよろしいですか？

菊地 豊志 委員

はい、2ページです。

事務局 これは、えっと、システムでこの部分の内容を選択するようになるんです、いろんな項目があるんですけど。

それで、今回該当する項目がシステムの選択項目の中になくてですね、要は排水路として使用するといった項目はございませんので、資料の記載としては委員おっしゃったように「分類不能・不明」の記載となってはしまいますが、この資料自体が県に行くわけではございませんので、県に資料を出すときは今皆さんに説明したような内容で説明しますし、排水路として利用している部分の贈与ですということで提出します。

選択項目がないためですという回答になりますがよろしいでしょうか？

菊地 豊志 委員

わかりました。

議 長 その他ございますか？

議 長 質疑がありませんので、これより、採決を行います。

本案件について、原案の通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。

全員賛成でございますので、本案は原案通り決定いたします。

議長 次に、日程第3 「報告第13号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出に対する受理について」を議題とします。

それでは、事務局から資料7ページ、申請番号3の内容について説明をお願いします。

事務局 それでは、資料の7ページをご覧ください。

報告第13号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出に対する受理についてでございます。

申請番号3番の内容についてご説明いたします。

現地の位置図について、資料の8・9ページ、現況写真について、別綴りの3ページを併せてご覧ください。

届出人でございますが、[]地区の[]さんになります。

届出地については、赤沼字[]、[]の2筆になります。

地目については登記簿が田、現況が畑とはなっておりますが、これから説明いたしますとおり利用形態はすでに変っております。

面積については2筆合計で472㎡、市街化区域内の農地となります。

今回の案件でございますが、届出者の農地法の理解不足によります追認案件ということになります。

資料9ページの位置図をご覧くださいと思います。

まず、本地所有者であります[]さんにおかれましては、今回届出のありました土地を同敷地内に含む[]にお一人でお住まいでしたが、現在は体調を崩され、病院に長期入院中とのことであります。

[]さんですが、こちらのご自宅にいつ戻れるかわからないということのようであり、このご自宅を土地を含め売却したいというお考えのもと、不動産会社に相談をしたところ、今回届出のありました、薄紫色と黄色で着色した部分について地目が農地であることに気づき、この状態だと売却に影響があるのではないかとアドバイスを受けたそうであります。

しかし、御自身が入院中であり、確認等に動くことができない状態ですので、疎遠となっている娘さんが代わりに農業委員会に相談に来られました。

別綴りで現地の写真画像を配布させていただいておりますが、届出地は庭の一部として利用、自家用車、農作業機具を保管する倉庫が建っている状況となっております。

遡って調べましたところ、位置図の薄紫色で着色しました「庭の一部」として利用している赤沼字[REDACTED]については、平成3年2月28日に畑として分筆しております。

また、黄色で着色しました「倉庫」を建てている赤沼字[REDACTED]については、昭和62年5月25日に畑として分筆しております。

現状のようになった年月日は不明であります。ただいまご説明しました月日以降ということは想定できます。

今回、通例によりまして、本人からの会長あての顛末書を添付いただいた上で、4条届出書を提出いただいております。

追認案件となりますので、事業計画及び被害防除計画につきましてはございません。以上になります。

議長 次に、現地確認調査等の結果について、番号3については、現地在赤沼地区になりますので、3番 桂嶋 賢一 委員から補足説明願います。

桂嶋 賢一 委員

はい、この場所につきましては、葉山団地の造成が始まる前に「大貝地区」というのがあったんですけど、そちらからこの場所に引っ越してこられてご自宅を建てられております。

[REDACTED]さんのご両親がご健在の時はこちらにて畑作業なんかをしているのを私も見たりはしてたんですけど、ご本人は農業をやられる気がないのかもしれませんが、やっているのは見てました。

12番1については、本人が大型ダンプの運転手をやってましたんで、こちらによくダンプを停めたりはしてたようです。

本人も体を壊されたようでして、手術した後に具合悪くなったみたいですけども、段々よくなってきたというのは風のうわさで聞いております。

この土地を売るにしても何にしても、周りに変化があることではございませんので、問題はないかと思えます。以上です。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。
発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議 長 ご質問・ご意見等がないようです。

報告案件でございますので、ご了承いただきます。

議 長 次に、「報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出に対する
受理について」を議題とします。

それでは、事務局から資料10ページ申請番号4の内容について説明をお願いします。

事務局 続きまして、資料の10ページ、申請番号4になります。

仙台市岩切羽黒前利府町神谷沢土地区画整理組合が施行する、仙台市岩切羽黒
前利府町神谷沢土地区画整理事業による住宅地開発に伴うもので、仮換地が設定
され、一度、土地の売買は終了しておりますが、現所有者である工事業から住
宅を建設する個人へ、登記簿が畑となっている土地について、売買による所有権
移転を行うため農地法5条の届出が提出されたものであります。

現地の位置図、元の位置図となりますが、資料の11ページ、現況写真はござ
いせん。

土地区画整理事業関連ですので土地の仮換地図を12ページに掲載しておりま
すのでご覧ください。

届出人ですが、譲渡人が■■■■の■■■■、土地区画の整備工事を施工し
た前所有者になります。

譲受人が■■■■の■■■■さんご夫妻でございます。

今回の土地に住宅を建設する個人ということになります。

届出地については、神谷沢字■■■■、■■■■の計2筆になりまして、地
目については畑で、面積は2筆合計で678㎡になります。

届出地につきましては、本土地区画整理事業によりすでに住宅地整備が完了している部分も出てきておりますが、本地においても一団の住宅地整備の計画地となっており住宅地整備にあたり必要不可欠な土地となるものであります。

被害防除計画とし、土砂の流出等への対策としまして、計画地では切土及び盛土を行います。土砂流出等の危険性がある個所については、土留め擁壁等の設置をする対策を講じるものです。

雨水対策としましては、計画地内の雨水本管、道路側溝から調整池に集水、既存の河川に放流し、汚水については公共下水道に接続するものであります。

審査基準については、届出の審査要件であります、市街化区域内の農地であることと、届出書の法定記載事項が記載され、添付書類等が揃っておりまして、受理しております。以上です。

議 長 次は、現地確認調査等の結果について、
番号4については、現地在神谷沢地区になりますので、10番 庄司 安伸
委員から補足説明願います。

庄司 安伸 委員

はい、こちらは現在所有している[]からですね、住宅用地として個人の[]氏への売買が成立したことに伴っての届出になります。

現地は区画の整備がされたのみであって、基礎工事までは至っておりません。

あとこの位置図に関しても、事務局の鈴木さんからいただいておりますが、これ3年くらい前のなんだよね？

非常にわかりづらくてですね、できれば現況の写真も添付していただけるといいのかなと思います。

私も現地回って確認してるんだけど、基礎工事が始まって、あーこの位置なんだなって確認するようになってしまってるのね、建物も大分張り付いてきましたから、その辺も考えてもらってできればわかりやすい資料をね、お願いします。

現地等については特段異常等はありません。以上でございます。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。
発言のある方は挙手願います。

議 長 その他、ご質問・ご意見等ございませんか。

ご質問・ご意見等がないようです。

報告案件でございますので、ご了承いただきます。

議長 次に、「報告第15号 農地移動適正化あっせん事業に伴う選定調書について」を議題とします。

それでは、事務局から、資料13ページから15ページの内容について説明をお願いします。

事務局 続きまして、資料の13ページをご覧ください。

以前よりお話しさせていただいておりました「農地移動適正化あっせん事業」でございますが、9月に策定いたしました「利府町農業委員会農地移動適正化あっせん基準」第6条の規定により、農地を売りたい方及び買いたい方双方から農地のあっせん申出書が提出されました。

あっせん譲受け等候補者名簿に登録しております農業者を買受人として選定いたしました。

今回の農振農用地内の農地を「あっせん事業」により買い受けていただく候補者について御報告いたします。

農地移動適正化あっせん基準に照らし合わせ、買受人として選定しました方は、利府町■■■■■さんです。

■■■■■さんにおかれましては、本年5月21日、認定新規就農者として町から認定を受けており、農地法第3条申請により、すでに父親から農地を継承するとともに、ご本人の希望として今回買い受ける農振農用地区域内の農地でぶどうの栽培を約1haの面積で行っていく計画を立てております。

現時点ではまだサラリーマンですが、そちらをやめられ、農業従事者となる予定です。

売渡しのあっせん申出を受けて、■■■■■さんが購入する土地の所在と所有者について御報告いたします。

まず、一人目、[]の[]さんです。

[]さんから農地の売渡しのあっせんの希望があったのが令和7年10月23日、土地については、利府町森郷字[]、[]、[]、[]番の計4筆になります。

面積は4筆合計で、1, 515㎡です。地目は「畑」でございます。

続きまして、二人目、[]の[]さんです。

[]さんから農地の売渡しのあっせんの希望があったのが令和7年10月27日、土地については、利府町森郷字[]、[]、[]番の計3筆です。

面積は3筆合計で、5, 706㎡です。地目は「畑」でございます。

最後に三人目、[]の[]さんです。

[]さんから農地の売渡しのあっせんの希望があったのが令和7年10月27日、土地については、利府町森郷字[]番、[]番の計2筆です。

面積は2筆合計で1, 384㎡です。地目は「田」でございます。

あっせん申出者、売り渡し希望者が合計3名、買い受け希望者が1名となります。

売り渡し希望の農地について、筆数が合計で9筆、面積が田畑合わせて「8, 605㎡」となります。

今回、このあっせん基準において、農用地等の権利を取得させるべき者につきましては、3要件全てを満たすことを定めております。

今回、農用地の買い受けを希望されました[]地区の[]さんについて、この3要件を満たすかどうかについて説明いたします。

まず一つ目の要件ですが、本あっせん事業を活用して農地の権利を取得する場合の、その権利取得後の経営基準面積を「梨」や「ぶどう」など果樹の場合は、「0.7ha」、7反部を超えることを要件の一つとしております。

今回、■■■地区の■■■さんが取得しようとする農用地面積は「8, 605 m²」になりますので、取得面積要件については満たします。

次に、二つ目の要件です。

その農業経営の資本装備が農用地等の効率的利用の観点からみて適当な水準であるか、又は近く適当な水準になる見込みがあると認められること。になります。

農業経営の資本装備、具体的に申しますと、農業経営にあたっての重要な資本となります「土地」、「労働力」と並ぶ生産要素の一つで、農機具、施設、家畜、植物など、農業経営の生産力維持・増進に必要な資本財を指します。

今回、当事者はぶどう栽培を計画しておりますので、農機具や施設、ぶどうの苗木など、新規就農者向けの資金なども活用しながら、今後準備していくことになってまいります。

このことから、みなし扱いにはなりますが、今後、資本装備を資金活用により整えていくということになってまいりますので、二つ目の要件は満たすものと考えられます。

最後、三つ目の要件です。

その者が取得する農用地等を農振興地域整備計画に定める農用地利用計画に従って利用することが確実であると認められることになります。

今回取得しようとする農地については、農振農用地区域内の農地であり、■■■さんご本人もそこについては重々承知しておられます。

計画自体も本人の意思も中途半端ではできない決断でありますし、将来的に経営規模を拡大していきたいという頼もしいお話しも直接本人からお聞きしており、農振農用地区域内の農地として荒廃化させることなく、適正な利用をしていただけるものと期待をしたいと思っております。

このことから、三つ目の要件もみなしということにはなるものの、要件を満たすものと考えられると判断させていただきました。

以上、本事業により農用地区域内の農地を取得するのに必要な3要件を満たすと考えられることから、今回の農振農用地区域内の農地となります「森郷字■■■」の農地を取得させるべき者として、利府町森郷字■■■番地、「■■■」さんを選定することをご報告いたします。

また、本案件をあっせん事業を活用して実施するにあたりまして、当該地に係る売り手・買い手、仲介人となりますあっせん委員、事務局立会いの下、双方の意思確認を行うため「あっせん委員会」を開催することとなりますので、利府町農地移動適正化あっせん基準第7条の規定に基づき、渡邊会長より、本案件に係るあっせん委員を2名ご指名いただきますようお願いいたしまして、説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議長 事務局の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。
発言のある方は挙手願います。

櫻井 孝一 委員

これ、以前農地パトロールに行った場所だよね？

事務局 はい、そうです。行ったところです。

櫻井 孝一 委員

ここって荒れてたんだっけか？

事務局 そうです、荒れてました。今も荒れてます～、ですね。

取得後、開拓から始めていくようになりますね。

ただ、図面に色を付けたところの手前の部分は航空写真でもわかると思うんですが、きれいに作られております。

こちらはきれいなんですが、その奥側ですよ～、山林のようになってしまったり、ほんとに奥側はですね。

黄色の部分なんかは相当荒れてたのかな～、1回目のパトロールのときでしたけど。皆さんで見た場所になります。

議長 その他、ご質問・ご意見等ございませんか。

ご質問・ご意見等がないようです。

報告案件でございますので、ご了承いただきます。

なお、本案件につきましては、現在、事務局でスケジュール調整を行っておりますが、12月総会前までに農地の売り手と買い手、あっせん委員2名及び事務局とで「あっせん委員会」を開催し、売り手・買い手双方の意思確認、土地売買

契約書への署名をいただき、その結果につきまして12月総会にて事務局より委員の皆様へ報告することといたします。

それでは、今回初めての「農地移動適正化あっせん事業」を活用した案件となりますが、本案件に係る「あっせん委員」2名を私から指名させていただきます。

今回の案件に係る当該者ですが、農地の買い手が■■■■地区の農業者となりますので、2番 鈴木 ハマ子委員、農地利用最適化推進委員から1名、輪番でお願いするようにしたいと思います。

10番 庄司 安伸委員、以上2名を指名します。

両委員については、「あっせん委員会」への参加についてお願いいたします。

委員会の開催日時・場所等については、決定次第、事務局から委員へご連絡をお願いします。

議 長 次に、その他に移ります。

(1) 履行確認について、担当委員を割り当てます。

資料2ページ、番号1については、2番 鈴木 ハマ子 委員、

資料2ページ、番号2及び資料7ページ、番号3については、
3番 桂嶋 賢一 委員、

資料10ページ、番号4については、10番 庄司 安伸 委員に
それぞれ履行確認をお願いします。

議 長 次に、資料17ページから19ページまでの、転用事業の履行確認の状況について、委員の皆さんよりご報告をお願いいたします。

9番 小林 寅雄 委員

18ページ 1180番 完了です。

4番 小幡 康子 委員

18ページ 1183番、1184番 完了です。

7番 菊地 豊志 委員

19ページ 1208番 初期確認です。

事務局 大変申し訳ございません。ただ今の1208番です、許可日と転用末日、終了予定日ですね、この欄が空欄になっておりましたので入力しておきます。

それからですね、すみません、報告になりますけども、17ページの下側2つの案件になります、1153番、1154番、加瀬沼公園に降りていくところの左側に加瀬沼公園利用者の駐車場を整備するということで、去年の5月の総会案件だったんですけど、入口のところに大きく会社の看板を建てまして、「残土受け入れ」ということで表示しておりました。

ここなんですが、許可後からいろいろございまして、県にも相談して、社長にも来てもらってって感じだったんですけど。

看板を下げたようであります。県からもですし、うちの方からも指導をさせていただいた経緯がございます。

右側にも記載しましたが、「休工中」ということで・・・。

休工といいますか、工事を取りやめるのではないかと思います。

まず、現場はすでに動いてまして、現状から元に復旧するのはなかなか難しいのではないかとと思うんですが、社長からもちよっと検討させてくださいと言われたっきり終わってます・・・。

まず、現場は今は止まっております。地元の方からも工事に関して心配や苦情などもありました。

今後どうなるのか注視していきたいと思っておりますが、まずは御報告でございました。

菊地 豊志 委員

この場所なんですけど、県の環境保全地区とかの網はかかってないんでしょうかね？

加瀬沼公園あたりは確か全部網がかかっていたと思うんですが。

事務局 こちらは市街化調整区域でして、県許可案件になっております。

その辺は県でも確認して、判断の上、許可しておりますので網からは外れているんだと思いますが、なお、確認はしておきます。

郷家 百合子 委員

ちょっと分からないところがあったのでお聞きします。

1164番と1165番、これ私の担当なんですけどね、開発が入ったところですが、今日資料を見たら「期限切れ業者確認中」って書いてあって、これはど

ういうことなんでしょうか？

事務局 はい、これはですね、1164番、1165番の転用末日の欄を見ていただきたいんですが、まず去年の5月13日許可です。

その時点で、工事の完成目標が今年令和7年の4月30日だったわけです。

土地の所有者との契約の関係や物価高騰のあおりなんかもあって計画どおりに進まない時期があったんですね。

それで期間が伸びてしまって、現地は整地までは完了してますけど、そこで止まってしまってます。

業者にも確認しましたが、当然まだ完成ではありません。

土地所有者との契約も無事終わったようですので、また現場は動いていくようになります。

要は、当初計画した工期が過ぎましたので、工期を延長していただく手続きをしていただくよう連絡してまして、現在手続きを待っている状況です。

郷家 百合子 委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

完成届がいつになっても出てこないし、定期的に現地を見に行ってるんですけどぜんぜん変わらないなあと思っておりました。

事務局 現地に桂嶋委員が関わりますので、関わる方は担当委員になれないということもあって、郷家委員に担当になっていただいた場所なんですけど。

この場所は動いていく場所になります、延期がいつまでになるかなど詳しくわかりましたら郷家委員にお知らせいたします。

ちょっと、そういう場所が増えてきているので、備考欄に全部わかるように記載をしたところです。

記載しているところは、業者に対し連絡を入れているところになります。

議 長 他にございませんか。

なければ、(1) 履行確認について、を終了します。

次に(2) 次回の総会日程について、事務局から説明をお願いします。

局 長 次回の第9回総会の日程でございますが、令和7年12月22日（月曜日）午後2時から、利府町役場2階 第1会議室で開催したいと思いますのでよろしくお願いします。

議長 それでは、次回は令和7年12月22日（月曜日）の午後2時から役場2階の第1会議室で開催いたしますので御参集願います。

他に委員の皆さんからご意見などございますか。
ないようですので、事務局から事務連絡をお願いします。

事務局 はい、では最後に、事務連絡になります。

1 番、前回総会以降の会長等出席行事報告についてでございます。
会長出席行事についても掲載しておりますが、会長あいさつのところで会長よりお話がありましたので、それ以外について報告します。

令和7年10月31日（金）女性の社会参画に関する懇談会、こちらが大和町の了美ヴィンヤード&ワイナリーにて開催され、鈴木 ハマ子委員、小幡 康子委員、事務局2名が出席しております。

令和7年11月11日（火）宮城県農業会議による松島町農業委員会への女性委員登用促進要請活動があり、アグリレディス21伊藤会長の代理として鈴木ハマ子職務代理者が出席されております。

令和7年11月14日（金）第10回宮城県農業委員会大会が名取市文化会館にて開催され、渡邊会長を始め各委員10名、事務局2名が出席しております。
出席されました皆様、大変お疲れ様でございました。

2 番、遊休農地調査結果報告及び非農地判断についてでございます。
毎年実施しておりますが、本年も9月から10月にかけて実施いたしました「遊休農地調査」の結果を現在とりまとめ中であり、次回総会時に調査結果のご報告をするとともに本年度、農地として復旧するのが困難であると事務局にて判断いたします「非農地判断候補地」についての審議をお願いする予定としております。

3 番、農地移動適正化あっせん事業についてです。
以前からお話ししてまいりました「農地移動適正化あっせん事業」についてですが、当事者より農地のあっせん申出書が提出されており、次回総会前までに「あっせん委員会」を開催し、委員会での内容を次回総会時に審議案件とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

4番、第10回宮城県農業委員会大会についてです。

令和7年11月14日（金）午後1時より、名取市文化会館にて盛大に開催されました。出席された委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきありがとうございました。

ハマ子委員が来賓として来賓席に着座しましたので、写真を添付しました。

遠くから撮影となりましたので矢印で示してみました www。

当日は、先日県知事選で再選となりました村井知事もお越しになり、祝辞を述べられました。

5番、「2026農山漁村パートナーシップ推進宮城県大会」の開催についてです。

別紙で配布させていただきましたとおり、年明け令和8年1月20日（火）に標記大会が開催されます。

12月12日（金）までに出席報告を事務局あてをお願いします。

6番、加瀬字新藤倉地区・菅谷字谷地・新山路地区内ほ場の耕作者状況についてです。

地区の さんがこの度お亡くなりになりました。

さんにおかれましては、これまで自己所有地がない中、町内耕作者が耕作できなくなったほ場を借り受けていただき耕作いただいてまいりました。

お配りした図面に記載しましたとおり、さんが町内の新藤倉囲い・谷地囲いで耕作されていた総面積は4.6haになります。

さんに耕作をお願いしていた方々からも、さんが亡くなられてしまったことは大変残念なことだが、今後どうしたらいいのかといった相談も寄せられております。

代わりの耕作者を農業委員会事務局及びJA仙台東部営農センターにてあたっていくこととしております。

議長 それでは、その他を終了します。
これで議長の任を終わらせていただきます。

局長 ありがとうございました。

5 閉 会

局長 それでは最後に、閉会のご挨拶を 鈴木 ハマ子職務代理者からお願いします。

（鈴木ハマ子 会長職務代理 閉会挨拶）

局 長 ありがとうございました。
以上をもちまして、第8回 農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

この審議は、書記が記載したもので内容が正確であり署名する。

令和7年12月22日

3番委員

桂 嶋 賢 一 

4番委員

小 幡 康 子 